

亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第4号

亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一
部を改正する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第 4 号

亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 22 年亀山市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																				
（補助執行） 第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。	（補助執行） 第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。																				
<table> <tr> <td>補助執行させる事務</td><td>市長の補助機関である職員</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。</td><td>副市長、<u>子ども未来部長及び子ども政策課</u>の職員</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>市立幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）。</td><td>副市長、<u>子ども未来部長及び子ども政策課</u>の職員</td></tr> </table>	補助執行させる事務	市長の補助機関である職員	[略]	[略]	市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員	[略]	[略]	市立幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員	<table> <tr> <td>補助執行させる事務</td><td>市長の補助機関である職員</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。</td><td>副市長、<u>健康福祉部長及び子ども未来課</u>の職員</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>市立幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）。</td><td>副市長、<u>健康福祉部長及び子ども未来課</u>の職員</td></tr> </table>	補助執行させる事務	市長の補助機関である職員	[略]	[略]	市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員	[略]	[略]	市立幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員
補助執行させる事務	市長の補助機関である職員																				
[略]	[略]																				
市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員																				
[略]	[略]																				
市立幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員																				
補助執行させる事務	市長の補助機関である職員																				
[略]	[略]																				
市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員																				
[略]	[略]																				
市立幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。）。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員																				

市立幼稚園の施設の設置、変更、管理及び廃止に関すること。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員
市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関すること。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員
市立幼稚園の保健及び衛生に関すること。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員
市立幼稚園に係る教育職員の免許に関すること。	副市長、 <u>子ども未来部長及び子ども政策課</u> の職員

(補助執行に係る専決)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務の専決については、亀山市教育委員会事務決裁規程（平成20年亀山市教育委員会訓令第2号。以下「事務決裁規程」という。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、事務決裁規程の規定中同表の中欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職員とする。

[略]	[略]	[略]
市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。	教育部長 課長	<u>子ども未来部長</u> <u>子ども政策課長</u>

市立幼稚園の施設の設置、変更、管理及び廃止に関すること。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員
市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関すること。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員
市立幼稚園の保健及び衛生に関すること。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員
市立幼稚園に係る教育職員の免許に関すること。	副市長、 <u>健康福祉部長及び子ども未来課</u> の職員

(補助執行に係る専決)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務の専決については、亀山市教育委員会事務決裁規程（平成20年亀山市教育委員会訓令第2号。以下「事務決裁規程」という。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、事務決裁規程の規定中同表の中欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職員とする。

[略]	[略]	[略]
市立幼稚園に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。	教育部長 課長	<u>健康福祉部長</u> <u>子ども未来課長</u>

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市立幼稚園の管理運営に関する事 （教育課程及び指導助言に関することを除く。）。	教育部 長 課長	<u>子ども未来部長</u> <u>子ども政策課長</u>	市立幼稚園の管理運営に関する事 （教育課程及び指導助言に関することを除く。）。	教育部 長 課長	<u>健康福祉部長</u> <u>子ども未来課長</u>
市立幼稚園の施設の設置、変更、管理及び廃止に関する事。	教育部 長 課長	<u>子ども未来部長</u> <u>子ども政策課長</u>	市立幼稚園の施設の設置、変更、管理及び廃止に関する事。	教育部 長 課長	<u>健康福祉部長</u> <u>子ども未来課長</u>
市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関する事。	教育部 長 課長	<u>子ども未来部長</u> <u>子ども政策課長</u>	市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関する事。	教育部 長 課長	<u>健康福祉部長</u> <u>子ども未来課長</u>
市立幼稚園の保健及び衛生に関する事。	教育部 長 課長	<u>子ども未来部長</u> <u>子ども政策課長</u>	市立幼稚園の保健及び衛生に関する事。	教育部 長 課長	<u>健康福祉部長</u> <u>子ども未来課長</u>
市立幼稚園に係る教育職員の免許に関する事。	教育部 長 課長	<u>子ども未来部長</u> <u>子ども政策課長</u>	市立幼稚園に係る教育職員の免許に関する事。	教育部 長 課長	<u>健康福祉部長</u> <u>子ども未来課長</u>

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。